

かわ

5 2021 May
第736号
令和3年
5月1日発行



円滑な行政運営を図るために
皆さんと行政のパイプ役

令和3年度 行政区長 決まる



▲前古町行政区長の荒川光美さんへ感謝状

令和3年度行政区長委嘱状交付式が4月13日に行われました。
39名の行政区長の皆様は、これから1年間、地域の皆さんと町
とを結ぶパイプ役としてご活躍いただきます。また同日、区長会
総会も行われ、役員が次のとおり決まりました。(敬称略)

監事	近内	副会長	吉田
関根		昭男	泰治
三郎		康	
谷地		添田	
北山形		保一	
赤羽		二瓶	
新屋敷		光男	
古町		中野	
北町		中野	

	上母畑		形見		山形		沢井三里		猫啼		南町
関根 正夫 母畑字堀ノ内		鈴木 正博 形見字尾巻		小豆畑 重夫 山形字須沢		田辺 康享 沢井字真明田		吉田 泰治 白石		金内 武男 南町	
	湯郷渡		谷沢		板橋		古内		王子平		荒町
添田 保一 湯郷渡字米子平		角田 正勝 谷沢字下ノ内		芳賀 真一 板橋字兵庫屋敷		生田目 栄治 沢井字藤沢		大島 重太郎 王子平		酒井 正喜 下泉	
	北山		坂路		南山形		中央		和久		馬場町
大串 政一 北山字莊束		南條 公太郎 坂路字野出ノ内		矢内 一郎 南山形字鶴内		関根 三郎 沢井字十三塚		小池 力 和久		溝井 恵介 下泉	
	中野		谷地		北山形		赤羽		新屋敷		古町
二瓶 光男 中野字竹下		緑川 信夫 谷地字関本		添田 健 北山形字大平		佐川 正治 赤羽字古宿		首藤 喜雄 新屋敷		三瓶 默 下泉	
	曲木		中田		本宮		新屋敷		新田		当町
宇佐美 幸雄 曲木字滑津		塩田 繁 中田字迎高野		佐藤 昌宣 双里字本宮		郷 治 新屋敷字雀		伊藤 良平次 長久保		西牧 学 当町	
	塩沢		母畑第一		双里		鳥内		下沢井		松木下
有賀 正一 塩沢字竹ノ内		添田 博行 母畑字通田		近内 康 双里字双里		吉田 正雄 沢井字後原		小林 光雄 沢井字根宿		瀬谷 守夫 松木下	
	三芦										
金沢 和則 鹿ノ坂								金沢 和則			

町職員の人事異動

担当職員が
変わりました

異動した職員は次のとおりです。なお、（ ）内は旧所属となります。

皆さんよろしくお願いします

新しい職員を紹介

4月1日から町職員として勤務することとなりました。
前列左から秋山和樹主事、根本健治技師、後列左から矢田部彩保育士、宗像美希主事、矢内鈴乃保育士です。
町民の皆様から信頼される職員になれるよう頑張りますので、ご指導、ご協力をよろしくお願いします。



自治センター職員に辞令交付

4月1日付で自治センター職員に

辞令を交付しました。

農業委員会事務局
次長兼農地管理係長・吉田慶司
(保健福祉課)

水道事業所
主幹兼次長兼浄水係長・永沼重和
(昇任)、次長兼業務係長・志賀幸雄
(生涯学習課)、主事・須藤さらり(総務課)

退職
大賀俊昭、湯澤千春、矢内千恵子、
大賀桃江、石井孝佳

石川地方生活環境施設組合(派遣)
主幹兼課長補佐・大竹実(昇任)

町民課
会計管理者兼課長・酒井光之(総務課)
(昇任)、主幹兼課長補佐・

税務課
主幹兼課長補佐兼課税係長・荒木成輔(昇任)、主査・小松昇一(保健福祉課)、主事・宗像美希(新採用)

企画商工課
主任主査兼協働推進係長・緑川喜輝(税務課)(昇任)、主査・宗万友美(税務課)、主事・秋山和樹(新採用)

生活環境課
主任主査兼總務係長・秋山裕一(町民課)、主任主査兼職員係長・佐川由紀子(水道事業所)、主任主査・山田裕晃(昇任)、主事・石塚綾佳(石川町社会福祉協議会)、派遣を解く

総務課
主任主査兼總務係長・秋山裕一(町民課)、主任主査兼職員係長・佐藤真由美(昇任)、主任主査兼國保年金係長・三瓶桂治(農業委員会事務局)

保健福祉課
課長兼保健センター所長・久保木友江(町民課)、課長補佐兼高齢福祉係長・藁谷哲男(企画商工課)(昇任)、主任主査兼係長・緑川真理子(昇任)、主査・手塚靖子(企画商工課)、主査・本郷良樹(都市建設課)、主査・江尻ますみ(昇任)、主事・佐川政彌(教育課)

農政課(道の駅準備室)
主査・一瓶靖之(昇任)

都市建設課
主幹補佐兼維持係長・角田幸生(生涯学習課)(昇任)、技師・根本健治(新採用)、専門員・佐藤重典(再任用)

農政課
課長兼道の駅準備室長・武藤伝、主査・一瓶靖之(昇任)

農政課
課長兼道の駅準備室長・武藤伝、主査・一瓶靖之(昇任)

第一保育所
主任主査兼主任保育技師・一瓶美登里(昇任)、保育士・渡邊早紀(第一保育所)、保育士・矢田部彩(新採用)、専門員・瀬谷幸子(再任用)

第二保育所
主任主査兼歴史民俗資料館長・小針雅也(昇任)、主任主査兼生涯学習係長兼公民館係長・角田祥子(総務課)、公民館長兼図書館長・遠藤友美子(新採用)、主任主査兼主任保育技師・遠藤みゆき(再任用)

任用

教育課
主幹兼課長補佐・矢吹進(農政課)(道の駅準備室)、主幹兼課長補佐・大賀俊昭(都市建設課)(昇任)、主任主査・鈴木正浩(総務課)、専門員・佐藤幸子(再任用)

石川中学校
村涼太(水道事業所)(昇任)、専門員・太樂記徳(再任用)

生涯学習課
主任主査兼主任保育技師・一瓶美登里(昇任)、保育士・矢田部彩(第一保育所)、保育士・矢田部彩(新採用)、専門員・瀬谷幸子(再任用)

野木沢保育所
所長・鈴木正子(野木沢保育所)、主査兼保育士・國井陽子(野木沢児童館)、保育士・矢内鈴乃(新採用)、専門員・遠藤みゆき(再任用)

生涯学習課
主任主査兼歴史民俗資料館長・小針雅也(昇任)、主任主査兼生涯学習係長兼公民館係長・角田祥子(総務課)、公民館長兼図書館長・遠藤友美子(新採用)、主任主査兼主任保育技師・遠藤みゆき(再任用)

沢田児童館
専門員・矢内千恵子(再任用)

野木沢保育所
所長・鈴木正子(野木沢保育所)、主査兼保育士・國井陽子(野木沢児童館)、保育士・矢内鈴乃(新採用)、専門員・遠藤みゆき(再任用)

街かど探検隊



町消防団 辞令交付式・研修会を開催

石川町消防団（永沼一夫団長）の辞令交付式及び研修会は4月4日、母畑レーキサイドセンターで行われました。

辞令交付式では、新たに消防団員となった13名、階級に変更があった幹部団員へ辞令が手渡され、永沼団長が訓示を述べました。

その後の研修会では、礼式訓練をはじめ、新入団員の消防器具の取り扱い方や火災出動時の対応などの講習が行われました。



おいしいお米を給食で 町認定農業者会が米を贈呈

石川町認定農業者会（大島多市会長）は、地元で生産されたお米を児童・生徒に食べてもらい、地産地消と食育の推進を図るために、4月に町内の町立小中学校へ王子平産の特別栽培米「コシヒカリ」を贈りました。

4月8日には、同会が沢田小学校を訪れ、6年生の星野敦史さん（写真左）、鈴木いろはさん（写真中央）、根本恵多さん（写真右）へお米を手渡しました。



いつまでもお元気で 関根ヨシさんが100歳に

関根ヨシさん（北町）が3月31日に100歳を迎えられ、自宅において賀寿贈呈式が行われました。

式では、塙田町長から県知事賀寿及び記念品の伝達、町長賀寿及びお祝い金が贈されました。

ヨシさんは子ども3人、孫5人、ひ孫が5人と多くの家族に恵まれています。食事の準備や入浴など、自分でできる簡単なことは自分で行い、新聞を毎日読むのが楽しみとのことです。



有害鳥獣による被害軽減へ 町鳥獣被害対策実施隊へ委嘱状を交付

石川町鳥獣被害対策実施隊委嘱状交付式は4月8日、町役場で行われ、金内利行隊長へ令和3年度及び令和4年度の委嘱状を交付しました。

同隊は26名で活動しており、イノシシやカラス、ハクビシンなどの有害鳥獣から農林業被害を少しでも減らそうと、銃器やわなを使用した駆除活動を実施しています。

農林業被害を受けて駆除の依頼をする場合は、行政区長を通じ町役場農政課農林整備係（☎26-9128）へご連絡ください。



全国大会出場者を激励しました

3月28日から開催された「令和2年度 JOCジュニアオリンピックカップ 文部科学大臣旗 彩の国杯 第15回全国中学生空手道選抜大会」に出場した松山美紅さん（石川義塾中2年（当時）：写真右から3人目）、白岩青さん（石川中2年（当時）：写真左から3人目）の激励会を3月22日に開催しました。

同大会は、当初埼玉県で開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により長野県に会場を変えての開催となりました。



小林裕明さんが 永年勤続功労章受章を報告

令和2年度消防功労者消防庁長官定例表彰において、小林裕明さん（湯郷渡）が永年勤続功労章を受章されました。3月30日に町役場を訪れ、塙田町長へ受章を報告しました。

小林さんは、昭和63年に石川町消防団員となられ、平成31（令和元）年からは副団長として活動しています。「町長をはじめ町民の皆さんの絶大なる協力があってこそその受章です。これを励みに消防活動にまい進していきたいです」と受章の喜びを話されました。



交通事故防止に 新入学児童へ交通安全グッズ

新入学児童の交通事故防止に役立ててほしいとの願いから3月17日、石川町教育委員会へ交通安全グッズが贈呈されました。

交通安全グッズの贈呈は毎年行われており、石川地区交通安全協会（二瓶義徳会長：写真左から2人目）から夜光反射材などの交通安全グッズが、石川町交通安全母の会連絡協議会（金内奈緒子会長：右から2人目）からランドセルカバーが小玉陽彦教育長へ贈られました。

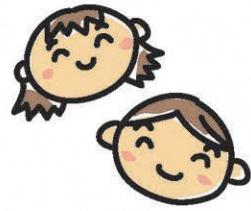


大野芳治さんが 永年活動功労者表彰を受賞

介護サービス相談員として長年にわたり活動されてきた大野芳治さん（中田）へ、介護サービス相談・地域づくり連絡会より永年活動功労者表彰が贈られ、3月23日に町役場において塙田金次郎町長から伝達されました。

大野さんは、平成22年度から10年以上にわたり、介護サービス利用者に寄り添ってきました。「多くの方々との巡り合い・交流でこの職の必要性を再確認できました。今後も頑張りたいです」と受賞の喜びを話されました。

取材します！ 身近に行われている楽しいイベントや明るい話題などを役場総務課までお寄せください。



暮らしの相談室

消費生活Q&A

石川地方消費生活相談室 ☎0247-57-6872



「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」をご利用ください

新型コロナウイルスワクチン接種関連で、行政の職員をかたる詐欺や便乗した消費者トラブルが発生しています。

国民生活センターでは「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」を開設し、フリーダイヤル（通話料無料）でワクチン詐欺に関する消費者トラブルについて相談を受け付けています。

●相談受付時間

午前10時～午後4時（土日及び祝日を含む）

●相談受付電話番号

☎0120-797-188（フリーダイヤル）



事例

- 「新型コロナウイルス予防接種が優先的に打てる」といった内容で、URLも記載されたSMSが届いたが不審だ。
- 保健所の依頼で来たとかたる事業者から、新型コロナウイルスの検査薬を販売すると勧誘された。

アドバイス

- 行政の職員を名乗る、行政から委託されたという業者などからの電話や訪問、心当たりのない発信元からのメール・SMS・SNSなどで怪しい・おかしいと思うものには反応しないようにしましょう。
- 新型コロナウイルスに便乗した悪質な勧誘を行う業者には、耳を貸さないようにしましょう。

<ご不明な点がありましたら 石川地方消費生活相談室 または ☎188へ>

ともに認め合い
支え合う社会へ

ともに生きる

知っていますか？「見えない家事」

家事というと、「料理」「掃除」「洗濯」など目に見える家事は想像しやすいですよね？しかし、目に見えるものだけが家事ではありません。

例えば、洗剤やシャンプー等の補充、夕飯の献立を考えるなども細かい立派な家事です。このようなスマートな生活するために必要な細かな家事を「見えない家事」といいます。

誰もが知らず知らずのうちにこなしている「見えない家事」を少し紹介したいと思います！

キッチン周り＆料理の見えない家事リスト

●キッチン

- シンクの排水溝の残飯処理
- 換気扇やコンロにたまつた油をふく
- 食器洗い洗剤の詰め替え
- 食器洗いスポンジの交換
- 調理中に床に落ちた水滴や汚れをふく
- まな板の除菌＆漂白
- ごみの分別
- レンジや炊飯器などキッチン家電のケア＆メンテナンス

●料理＆食事

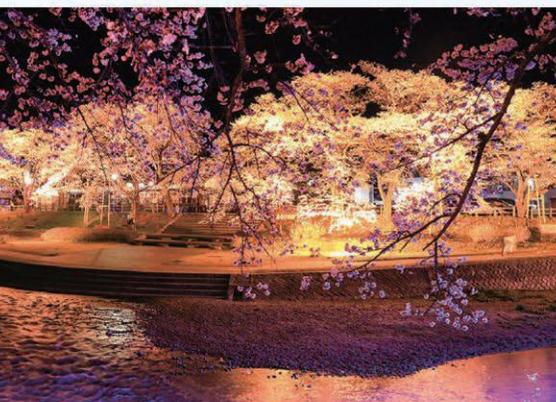
- 朝食、昼食、夕食の献立を考える
- 食事の栄養バランスを考える
- 食材の買い物
- 調味料や油の補充
- 食事の配膳
- 食前、食後にテーブルをふく
- 食器の後片付け＆食器棚にしまう
- 食費の調整

いしかわ桜谷スプリングフェスタ2021開催

4月1日から桜の開花期間中「いしかわ桜谷スプリングフェスタ2021」が開催されました。

開花期間中、北須川・今出川沿いの桜がライトアップされ、夜をきれいに彩りました。

4月10日・11日には、文教福祉複合施設（モトガッコ）において、青空MOTTOマルシェ（主催：モトガッコソポータークラブ）やスイーツフェスタ（主催：一般社団法人いわき石川青年会議所）、キッチンカーによる販売などが行われ、買い物客でにぎわいを見せっていました。





**しあわせ金婚夫婦
表彰の申し込み**

結婚して50年、今年めでたく金婚式を迎えるご夫婦の皆さんおめでとうございます。

皆さんが祝福し、次により表彰状と記念品をお送りします。

表彰を受けられる金婚夫婦

昭和46年に結婚されたご夫婦、またはそれ以前に結婚され、表彰を受けられていないご夫婦です。

申し込み方法

表彰該当者の申し込みは「自己申告制度」です。所定の用紙に必要事項を記入の上、各地区長寿会または町役場保健福祉課社会福祉係にお申し込みください。

申込用紙は、各地区長寿会、町役場保健福祉課社会福祉係にあります。

受付期間 7月1日㈭まで

表彰伝達 9月に行われる敬老会の席上で表彰します。

お問い合わせ先

- ・石川町社会福祉協議会
- (石川町長寿会連合会事務局)
- ・保健福課 社会福祉係
- ☎ 026-137-93

*お申し込みは自己申告になりますので注意願います。

相談

**温水プール
臨時休館のお知らせ**

石川小学校運動会開催に伴い、次のとおり臨時休館となりますのでお知らせします。

● 休館日 5月15日(土)

● お問い合わせ先 石川町温水プール ☎ 026-158-84

表彰該当者の申し込みは「自己申告制度」です。所定の用紙に必要事項を記入の上、各地区長寿会または町役場保健福祉課社会福祉係にお申し込みください。

申込用紙は、各地区長寿会、町役場保健福祉課社会福祉係にあります。

受付期間 7月1日㈭まで

表彰伝達 9月に行われる敬老会の席上で表彰します。

お問い合わせ先

- ・石川町社会福祉協議会
- (石川町長寿会連合会事務局)
- ・保健福課 社会福祉係
- ☎ 026-137-93



6月1日は「人権擁護委員の日」です

法務省及び全国人権擁護委員会は、人権擁護委員法が施行された日を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が特設人権相談所を開設して人権相談に応じたり、全国的な啓発活動を実施しています。石川町においても特設相談所を開設します。困りごとや悩みごと等気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は厳守されます。

申込用紙は、各地区長寿会、町役場保健福祉課社会福祉係にあります。

受付期間 7月1日㈭まで

表彰伝達 9月に行われる敬老会の席上で表彰します。

お問い合わせ先

- ・石川町社会福祉協議会
- (石川町長寿会連合会事務局)
- ・保健福課 社会福祉係
- ☎ 026-137-93

心配ごと相談

毎月1回「市民と町長の対話の日」を開催します。

● 対象者 石川町に住所を有する18歳以上の方

● 対話時間 午前9時30分から午前11時30分まで及び午後2時から午後4時までの間で、1名あたり20分間帯は当方で指定させていただきます。(事前にお知らせします)。

● 申込方法 電話での申し込み

①電話での申し込み込み
対話の内容等、必要事項を確認させていただきます。

②申込書による申し込み
郵送、FAX、メールまたは

● 場所 文教福祉複合施設(モトガッコ) ルーム3

● 相談内容 離婚や扶養相続など家庭内のお問い合わせ

**「労働力調査」
ご協力のお願い**

総務省統計局(福島県)では、次により労働力調査を実施します。労働力調査は、法律で定められた統計調査で、わが国の就業状況などが明らかにされ、雇用失業対策等に役立たれます。

調査への協力をお願いします。

● 対象地区 宇下泉の一部地域(荒町ほか)

● 調査期間 令和3年6月～令和3年10月

● 調査方法 調査員が対象地区内のすべての世帯を訪問し、世帯主の氏名等を確認します。その後、調査対象世帯を無作為に抽出し、あらためて調査票の配付・回収に伺います。

● その他 統計調査により集められた情報は、統計以外の目的に使われるこ

● お問い合わせ先 福島県 統計課 ☎ 024-1521-17145

農業者年金受給者の皆さんへ
現況届の提出は6月1日から6月30日までです!

農業者年金の現況届の用紙は、5月下旬に農業者年金基金から本人へ郵送されます。

現況届は、年金を受給するために毎年必要な手続きです。6月1日現在が基準となりますので、送付された用紙に受給者ご本人が署名を行い、必ず期日までに町農業委員会に提出してください。

ただし、受給者本人が署名、記入することが困難である場合は、代理の方が受給権者の欄を記入し、代理人の欄に署名を行ってください。

なお、現況届が提出されなかつた場合には、11月の定期支払いが

● お問い合わせ先 須賀川税務署 ☎ 02448-75-2194

古文書寺子屋(石川町古文書教室)開催のお知らせ

古文書を通して、昔の人々の暮らしに触れてみませんか? 先人が歩んだ道は残された資料によって解説されます。中でも古文書は資料の中心です。墨で書かれた書き付けは、私たちに何を語ります。

● 案内

● お問い合わせ先 石川町立歴史民俗資料館 ☎ 026-225-66

館内燻蒸に伴う臨時休館のお知らせ

このため、期間中は終日休館とさせていただきます。ご迷惑をおかけいたしますこと、何よりお承ります。

● お問い合わせ先 生涯学習課 文化振興係 (文教福祉複合施設内) ☎ 026-125-66

● お問い合わせ先 石川町役場総務課 ☎ 026-37-68

案内

● お問い合わせ先 石川町役場総務課(モトガッコ) ☎ 026-37-68

● 時間 午後6時30分～午後8時

● 受対象者と募集人員 各コース 10名

● 参加費 無料

● 申込期間 5月1日㈯～5月25日㈯

● お問い合わせ先 石川町役場総務課宛 ☎ 026-37-68

● 持参によりお申し込みください。申込書は町役場総務課に配架しているもの、または町ホームページよりダウンロードして使用してください。

● 申込期限 〒963-17-893

● その他の ①1回の定員は8名です。
②特定の団体や個人への説明会以外の目的には使用しません。

● お問い合わせ先 総務課 ☎ 026-121-111

● お問い合わせ先 総務課 ☎ 026-121-111

● お問い合わせ先 総務課 ☎ 026-121-111

とは法律により固く禁じられています。また、個人を識別できない形で集計されます。就業の実態を偏りなく正確に把握するため、ぜひご回答をお願いします。

調査員は、県知事が発行した「調査証」を携帯しています。かに真統計課までお知らせください。お問い合わせ先

● お問い合わせ先 福島県 統計課 ☎ 024-1521-17145

農業者年金受給者の皆さんへ
現況届の提出は6月1日から6月30日までです!

農業者年金の現況届の用紙は、5月下旬に農業者年金基金から本人へ郵送されます。

現況届は、年金を受給するために毎年必要な手続きです。6月1日現在が基準となりますので、送付された用紙に受給者ご本人が署名を行い、必ず期日までに町農業委員会に提出してください。

ただし、受給者本人が署名、記入することが困難である場合は、代理の方が受給権者の欄を記入し、代理人の欄に署名を行ってください。

なお、現況届が提出されなかつた場合には、11月の定期支払いが

● お問い合わせ先 須賀川税務署 ☎ 02448-75-2194

古文書寺子屋(石川町古文書教室)開催のお知らせ

古文書を通して、昔の人々の暮らしに触れてみませんか? 先人が歩んだ道は残された資料によって解説されます。中でも古文書は資料の中心です。墨で書かれた書き付けは、私たちに何を語ります。

● 案内

● お問い合わせ先 石川町立歴史民俗資料館 ☎ 026-225-66

館内燻蒸に伴う臨時休館のお知らせ

このため、期間中は終日休館とさせていただきます。ご迷惑をおかけいたしますこと、何よりお承ります。

● お問い合わせ先 生涯学習課 文化振興係 (文教福祉複合施設内) ☎ 026-125-66

● お問い合わせ先 石川町役場総務課(モトガッコ) ☎ 026-37-68

● 時間 午後6時30分～午後8時

● 受対象者と募集人員 各コース 10名

● 参加費 無料

● 申込期間 5月1日㈯～5月25日㈯

● お問い合わせ先 石川町役場総務課宛 ☎ 026-37-68

● 持参によりお申し込みください。申込書は町役場総務課に配架しているもの、または町ホームページよりダウンロードして使用してください。

● 申込期限 〒963-17-893

● その他の ①1回の定員は8名です。
②特定の団体や個人への説明会以外の目的には使用しません。

● お問い合わせ先 総務課 ☎ 026-121-111

● お問い合わせ先 総務課 ☎ 026-121-111

● お問い合わせ先 総務課 ☎ 026-121-111

木造住宅耐震診断を受けてみませんか

町では、地震に強い住まいづくりを推進するために、木造住宅耐震診断者を派遣して、耐震診断や補強計画の作成を行います。

まずは耐震診断を受けてみましょう。希望される方は、お早めにお申し込みください。

●対象となる建物

次のすべての要件を満たす住宅が対象になります。

①所有者が自ら居住する住宅で、昭和56年5月31日以前に建築された戸建て住宅

【店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のもの）を含む】

②在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅

③特に重点的に耐震化を促進する必要がある住宅（緊急輸送路、避難路または避難地等の沿線にある住宅または高齢者や障がい者等の単独世帯及び同居している世帯の住宅）

④過去に町が定める要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅

●費用負担

派遣に要する費用は、156,000円まで町が負担し、それを超えた金額は自己負担となります。

●申込期限 令和3年12月17日（金）

●申し込み方法

耐震診断を希望される方は、次の書類を町役場都市建設課に提出してください。

①木造住宅耐震診断者派遣申込書

②診断を受ける住宅の概略平面図

③着工時期を確認できる資料（建築確認通知書、課税資産明細書など）

木造住宅の耐震改修にかかる費用を助成します

町では、木造住宅の耐震化を促進し、地震に強い住まいづくりを推進するため、耐震診断の結果、基準に満たない住宅を一定の耐震基準に満たすための工事を行う方に対して補助金を交付します。希望される方はお申し込みください。

●対象となる建物

次のすべての要件を満たす住宅が対象になります。

①所有者が自ら居住する専用または併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの）であるもの

②昭和56年5月31日以前に建築工事の着手がされた木造3階建て以下の住宅

③町の補助を受けた耐震診断の結果、耐震基準を満たさないもの

④補助金の交付決定年度内に耐震改修工事が完了するもの

●補助金の額

補助金の額は、改修工事の内容により異なります。

①一般耐震改修工事

耐震改修工事に要する費用の2分の1かつ1,000,000円以内の額

②簡易耐震改修工事

耐震改修工事に要する費用の2分の1かつ600,000円以内の額

③部分耐震改修工事

耐震改修工事に要する費用の2分の1かつ600,000円以内の額

●申込期限 令和3年12月17日（金）

●申し込み方法

耐震改修補助金の交付を希望される住宅の所有者は、次の書類を町役場都市建設課に提出してください。

①石川町木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書

②改修工事の概要を確認できる資料

※補助金の交付決定前に改修工事に着手したものは、補助金交付対象外となりますのでご注意ください。

お申し込み・お問い合わせ先 都市建設課 都市整備係 ☎26-9131

水環境を守るために合併処理浄化槽を設置しませんか？

私たちは、日常生活の中で台所や洗濯、風呂、洗面所、トイレを使用しており、そこからの排水は「生活排水」と呼ばれ、絶えず排出されています。

生活排水が河川に流れ込むことでさまざまな水環境問題の原因となっていることは事実であり、水環境を守るためにも、使用した水をきれいにしてから排出することが必要です。合併処理浄化槽は、汲取り便槽や単独処理浄化槽では処理できなかった生活排水を処理することができるため、水環境の保全に十分な役割を果たすことから、町では合併処理浄化槽を設置する場合、予算の範囲内で補助金を交付しています。

ぜひこの機会に合併処理浄化槽の設置をご検討ください。

●補助対象浄化槽

50人槽以下の浄化槽で、設置工事を令和4年3月31日までに必ず完了できるもの

※注意してください！次に該当する場合は補助金の交付対象となりません。

①補助金交付申請書の提出前に、既に設置工事が完了している浄化槽

②建築基準法、浄化槽法に基づく設置の届け出を行わずに浄化槽を設置した場合

③無登録または無届け出の浄化槽工事業者の設置工事により浄化槽を設置した場合

④販売目的で浄化槽付きの住宅を建築する場合（建売住宅等）

⑤浄化槽を継続的に使用しない場合（別荘等）

⑥町税等を滞納している者

●申請方法

浄化槽を設置される方は、浄化槽設置届出書を提出しなければなりません。（新築住宅等の場合は建築確認申請書に含まれます）

この届け出が受理された後、町が定めた補助金交付申請用紙に必要事項を記入の上、町役場都市建設課に提出してください。

なお、補助金の申請にあたっては、設置の段階になって補助金の交付条件に当てはまらないことがないように、事前に町役場都市建設課で交付の条件等を確認してください。

●補助金額（設置する条件により異なります）

■単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽に転換する専用住宅の場合

人槽	補助金額
5人槽	360,000円
6～7人槽	448,000円
8～10人槽	594,000円
11～20人槽	1,017,000円
21～30人槽	1,595,000円
31～50人槽	2,206,000円

■その他の場合（住宅等の新築、非住宅の転換を含む）

人槽	補助金額
5人槽	210,000円
6～7人槽	258,000円
8～10人槽	345,000円
11～20人槽	586,000円
21～30人槽	922,000円
31～50人槽	1,272,000円

◎併用住宅の転換に係る補助制度もありますので、担当課までお問い合わせください。

◎単独処理浄化槽や汲取り便槽の撤去に伴う補助制度もありますので、担当課までお問い合わせください。

●注意事項

・年間の補助基数には限りがあるため、申し込み順で受け付けを締め切る場合がありますので、事前に確認をお願いします。

・人槽の大きな浄化槽（アパート、店舗等）を設置予定の方は、補助金を交付できない場合もありますので、事前に確認をお願いします。

・補助金の予約等は受け付けません。

・申請には誓約書等を提出いただくようになります。後のトラブルを避けるためにも、申請の手続きを工事業者まかせにすることなく、申請者本人が必ず申請内容を確認してください。

・浄化槽の設置後においては、保守点検や清掃（汚泥の汲取り等）のほか、浄化槽法に基づく法定検査（有料）を必ず受検しなければなりません。この検査は県知事の指定検査機関である公益社団法人福島県浄化槽協会が実施します。法定検査には下記の2つがあります。

◆浄化槽法第7条検査・・・浄化槽の使用開始3ヶ月を経過した後に受検

◆浄化槽法第11条検査・・・第7条検査実施後の翌年度より定期に毎年1回受検

●担当課・お問い合わせ先

都市建設課 都市整備係 ☎26-9131

補助対象項目

区分	項目	補助条件	補助金額
機器設置	家庭用燃料電池 (エネファーム)	①燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気及び熱の供給を主な目的とした設備であること ②申請時において一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が指定する燃料電池システム(エネファーム)であること	80,000円
	地中熱利用システム (地中熱ヒートポンプシステム)	①地中熱を利用するための空調設備、給湯設備等を有すること ②エネルギー消費効率(COP)が3.0以上の機器であること	200,000円
	空気熱ヒートポンプ給湯器設備 (エコキュート)	①二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器であること ②日本産業規格(JIS)に適合したものまたは一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの ③日本産業規格JIS C9220評価に基づく年間給湯効率3.1以上(寒冷地仕様ともに3.1以上)、もしくは年間給湯保温効率3.0以上(寒冷地仕様は2.7以上)であること	経費の3% (上限20,000円)
	家庭用蓄電池	①蓄電池容量が1kwh以上で、かつ定格出力が500w以上のものであること ②電力会社と余剰電力の受給契約を行った太陽光発電システムを設置していること	蓄電池容量 1kwhにつき 20,000円 (上限130,000円)
	太陽熱利用システム (強制循環型)	①集熱媒体を強制循環させる太陽熱集熱器及び蓄熱槽によって構成され、給湯及び暖房に利用可能なソーラーシステムであること ②日本産業規格(JIS)または一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること	50,000円
	太陽熱利用システム (自然循環型)	①自然循環式太陽熱温水器であること ②日本産業規格(JIS)に適合したものまたは一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること	25,000円
	太陽光発電システム	①太陽電池の最大出力が4kw以上10kw未満であること ②財団法人電気安全環境研究所(JET)のモジュール認証を受けているもの、または同等以上の性能、品質が確認されているもの ③申請者が補助事業完了日に定めた期間内に、電力会社と余剰電力の受給契約を行っているもの	4kwを超える 1kwにつき 15,000円 (上限80,000円)
	生ごみ処理機	電動式、手動式で機械的な動作を用いて生ごみの減量化及び堆肥化することができる機械であること	対象経費の 2分の1 (上限10,000円)
	生ごみ処理容器	微生物を利用して生ごみを発酵させ、分解することにより生ごみの減量化及び堆肥化することができる容器(コンポスト等)であること	対象経費の 2分の1 (上限5,000円)
	雨水貯留タンク	地上設置型タンク(貯留量100ℓ以上)の購入費 ※消耗品のみの購入や送料、設置工事費等は対象外	購入費の 3分の2 (上限30,000円)
環境保全活動	学習会、啓発活動	環境保全(省エネルギー、資源リサイクル、環境保護等)に関する活動を行う団体等が町民を対象として行う環境保全啓発活動等に対して経費の一部を補助 ※食糧費や備品購入費、団体の維持管理経費等は補助対象外	対象経費の 3分の2 (上限50,000円)

「地球にやさしいまちづくり」事業補助金のお知らせ

石川町では、地球温暖化対策や自然環境の保全、資源のリサイクル等に有効な機器の設置や購入をする方、また、環境保全のための活動を行う方に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

●申請受付期間

令和3年4月15日～令和4年2月1日
※申請総額が当該年度の予算額に達した場合は、事業期間内であっても受け付けを終了します。

●対象要件

- ・町内に現に居住している方または居住しようとする方
- ・建物すべての所有者から同意がとれていること(建物が共有の場合は、同意書が必要)
- ・町税等に滞納がないこと

●補助対象項目

P13をご覧ください。

●申請に必要な書類

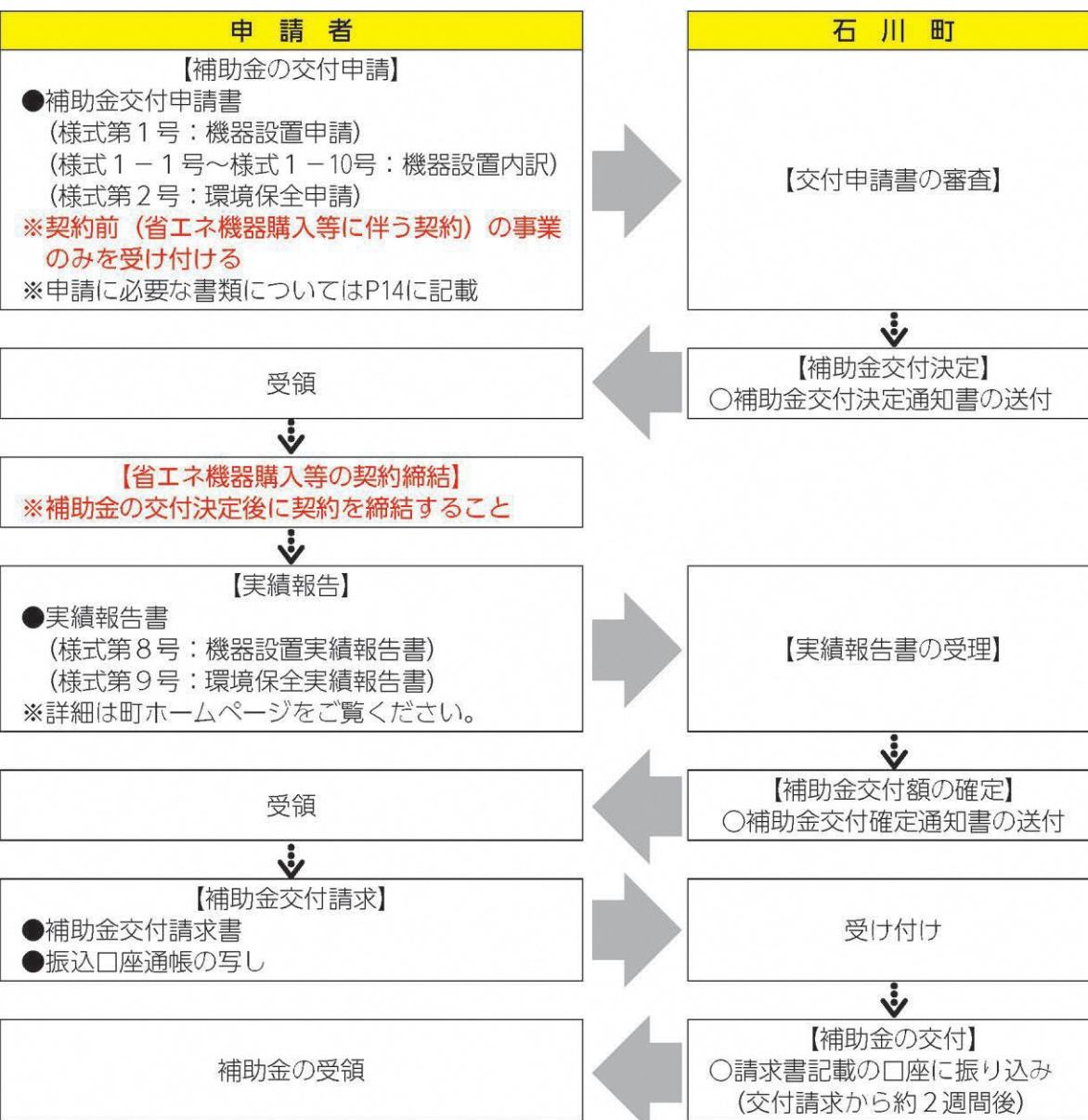
P14をご覧ください。

●注意事項

- ・売電目的のみで設置したものについては、申請の対象外です。
- ・申請受け付けは、契約前(省エネ機器購入等に伴う契約)の事業のみ対象としますので、購入等を検討している方はお早めにご相談ください。
- ※契約後、購入設置後の申請受け付けは認めません。
- ・本補助金は、令和4年3月31までに実績報告書を提出できる事業のみ受け付けます。
- ・補助金の予約等は受け付けません。

<担当課・お問い合わせ先>
生活環境課 環境対策係 ☎26-9122

申請の手順について



5月 石川町立図書館だより

緑いっぱい！新緑の季節

爽やかな風が吹き、外は緑が美しい季節です。人気の登山・キャンプ・ハイキングは、身近な草花や樹木のことを知るのに良い機会です。アウトドアの資料と併せて植物の資料もそろえてみました。景色と一緒に足元の草花や樹木を楽しんでみてはいかがでしょうか。

『子どもと楽しむ山歩き』 上田泰正、安藤啓一／著 山と渓谷社 786／ウ
 『バテない体をつくる登山エクササイズ：山登りのための基礎体力・基礎知識が身につく！』 大森義彦／監修 誠文堂新光社 786／オ
 『一歩ずつの山歩き入門：山に憧れるすべての女性へ』 四角友里／著 桃出版社 786／ヨ
 『ふくしまの低い山50』 奥田博／写真・文 歴史春秋出版 1291／オ
 『生えている場所でわかる植物の名前図鑑：散歩やハイキングが楽しくなる！よく見かける植物311種収録！』 金田一／著 世界文化社 470／カ
 『樹木の名前』 高橋勝雄、長野伸江、茂木透、松見勝弥／著 石井誠治／監修 山と渓谷社 653／タ

～本屋大賞～

4月14日に2021年の本屋大賞の大賞発表が行われました。

今年の本屋大賞は『52ヘルツのクジラたち』町田そのこ／著 中央公論新社 です。

本屋大賞も今回で18回目になり、
 2020年は『流浪の月』 凪良ゆう／著 東京創元社
 2019年は『そして、バトンは渡された』 濑尾まいこ／著 文藝春秋
 が受賞しています。

図書館では、2021年本屋大賞受賞作・候補作はもちろん、歴代受賞作も展示・貸し出していますのでぜひ読んでみてください。

貸し出し中の本は予約ができます。予約申込書に記入の上、カウンターまでお持ちください。

こども読書週間 4月23日～5月12日

『いっしょに よもう、いっぱい よもう』
 親子で楽しめる本など、図書館お薦めの本を紹介しています。

今月のお薦め本

『ブラック・ショーマンと名もなき町の殺人』 東野圭吾／著 光文社 F／ヒ

結婚を間近に控えた神尾真世の下に、父の住む町の警察から父親が亡くなったと連絡が入る。しかも殺人事件。観光地だったこの町を再び活気のある観光地に！と大規模な計画が立てられていたが、新型コロナウィルスの感染拡大で頓挫している中での事件。

真世は叔父である神尾武史と真相を突き止めるため行動を開始する。小さなヒントで推理をし、言葉巧みに相手に隠し事を話せてしまう。そんなブラックショーマンこと武史と真世の犯人探し。ラストでめいを心配する叔父の姿に、こんな一面もあったのか！と、ほのぼのする作品です。

『キララっこ おはなし会』

図書館では、幼児から小学生を対象におはなし会を開催しています。
 お申し込みの必要はありませんので、どなたでもお気軽にご参加ください。
 来館の際は、マスクの着用をお願いします。

日 時 5月22日（土） 午前11時～午前11時30分
 場 所 図書館「よみきかせ室」
 テーマ 「よる」

〒963-7852
 石川町字関根165
 文教福祉複合施設（モトガッコ）内
 ☎26-9136

～新着図書のご案内～

下記は新着図書の一部です

『ソロモン諸島でビブリオバトル=Bibliobattle in Solomon Islands：ぼくが届けた本との出会い』 益井博史／著 子どもの未来社 019／マ
 『99.9%は幸せの素人：Our happiness depends on wisdom all the way』 星歩、前野隆司／著 KADOKAWA 159／ホ
 『武士の家計簿：加賀藩御算用者』の幕末維新』 磯田道史／著 新潮社 210／イ
 『駆けて来た手紙』熊坂義裕／著 幻冬舎メディアコンサルティング 369／ク
 『ルポ「命の選別」：誰が弱者を切り捨てるのか？』 千葉紀和、上東麻子／著 文藝春秋 498／チ
 『「環境の科学」が一冊まるごとわかる』 斎藤勝裕／著 ベレ出版 519／サ
 『まいにち豆腐レシピ』 工藤詩織／著 池田書店 596／ク
 『絵手紙7つの宝のことば集：226語句140絵手紙』 大森節子／著 日貿出版社 721／オ
 『ばあさんは15歳』 阿川佐和子／著 中央公論新社 F／ア
 『階層樹海』椎名誠／著 文藝春秋 F／シ
 『168時間の奇跡』 新堂冬樹／著 中央公論新社 F／シ
 『その扉をたたく音』 濑尾まいこ／著 集英社 F／セ
 『空の声』 堂場瞬一／著 文藝春秋 F／ド
 『妖の掟』 菅田哲也／著 文藝春秋 F／ホ
 『きらめく共和国』 アンドレス・バルバ／著 東京創元社 963／パ
 『あの時こうしていれば……本当に危ないスマホの話』 遠藤美季／監修 金の星社 K007／ア
 『小学生から始める！プレッシャーを味方にするメンタルトレーニング』 高妻容一／著 岩崎書店 K780／コ
 『まじょのナニーさんプリンセスと月夜のパーティー』 藤真知子／作 ポプラ社 K913／フ
 『かける』 はらべこめがね／著 佼成出版社 E／ハ
 『もりのかばんやさん』 ふくざわゆみこ／作 絵 学研プラス E／フ

◎新着情報は「石川町立図書館ホームページ」でもご覧いただけます。

申請に必要な書類

補助対象項目	個別必要書類	共通必要書類
家庭用燃料電池（エネファーム）	「地球にやさしいまちづくり事業補助金」機器設置内訳【様式1-1号】	◆「地球にやさしいまちづくり」事業補助金交付申請書【様式第1号】 ◆住宅の位置図 ◆設置予定場所の写真（カラー） ◆建物登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの） ※建築前で申請段階に未登記である場合は実績報告書提出時に添付 ※未登記の建物については当該建物の公課証明書または名寄帳を添付
地中熱利用システム（地中熱ヒートポンプシステム）	「地球にやさしいまちづくり事業補助金」機器設置内訳【様式1-2号】	◆申請日においてすべての町税を滞納していないことが証明できる書類（申請日からさかのぼって過去2年分の納税証明書を添付） ※転入前の場合は前住所の納税証明書を添付
空気熱ヒートポンプ給湯器設備（エコキュート）	「地球にやさしいまちづくり事業補助金」機器設置内訳【様式1-3号】	◆住民票の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ※転入前の場合は実績報告に添付
家庭用蓄電池	「地球にやさしいまちづくり事業補助金」機器設置内訳【様式1-4号】	◆P13で定める要件を確認することができる仕様書、パンフレット、図面等の書類
太陽熱利用システム（強制循環型）	「地球にやさしいまちづくり事業補助金」機器設置内訳【様式1-5号】	◆見積書の写し（金額並びに工事内容と金額の内訳が記載されているもの） ◆同意書（省エネ対策を施す戸建住宅が共有の場合） ◆代理人選任届（申請に係る手続きを代行させる場合）
太陽熱利用システム（自然循環型）	「地球にやさしいまちづくり事業補助金」機器設置内訳【様式1-6号】	◆「地球にやさしいまちづくり事業補助金」機器設置内訳【様式1-7号】 ◆モジュールの配置図を含む図面
太陽光発電システム	「地球にやさしいまちづくり事業補助金」機器設置内訳【様式1-8号】	◆「地球にやさしいまちづくり」事業補助金交付申請書【様式第1号】 ◆住宅の位置図
生ごみ処理機	「地球にやさしいまちづくり事業補助金」機器設置内訳【様式1-9号】	◆申請日においてすべての町税を滞納していないことが証明できる書類（申請日からさかのぼって過去2年分の納税証明書を添付） ※転入前の場合は前住所の納税証明書を添付
生ごみ処理容器	「地球にやさしいまちづくり事業補助金」機器設置内訳【様式1-10号】	◆住民票の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ※転入前の場合は実績報告に添付
雨水貯留タンク	「地球にやさしいまちづくり事業補助金」機器設置内訳【様式1-11号】	◆P13で定める要件を確認することができる仕様書、パンフレット等 ◆本申請に係る手続きを代行させる場合は、代理人選任届
学習会、啓発活動	◆「地球にやさしいまちづくり」事業補助金交付申請書【様式第2号】 ◆事業実施場所がわかる位置図 ◆開催する事業の詳細がわかる資料 ◆補助対象項目の根拠を示す資料	◆申請日においてすべての町税を滞納していないことが証明できる書類（申請日からさかのぼって過去2年分の納税証明書） ◆住民票の写し（発行後3ヶ月以内のもの）

（火曜日は休館日です）

5月
May

行事&保健カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
石川オレンジカフェ「話・和・輪の広場」 ●日時 5月21日(金) 午前10時～正午 ●場所 愛恵在宅介護支援センター(元北町大野病院) ●参加費 200円	献血にご協力を お願いします ●期日 5月12日(水) ●場所 町内各所 ※詳細は町のホームページをご覧ください。				1	
◆在宅当番医 ひらた中央病院 (平田村)	◆在宅当番医 ひらた中央病院 (平田村)	◆在宅当番医 ひらた中央病院 (平田村)	◆在宅当番医 ひらた中央病院 (平田村)	◆休館日 (図)(総民)(温水)(重謙)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	
◆在宅当番医 ひらた中央病院 (平田村)	◆休館日 (総民)(温水)	◆休館日 (図)(総民)(温水)	◆休館日 (図)(総民)(重謙)	◆休館日 (総民)	●11:00～ 読み聞かせ (町立図書館)	8
●10:00～15:00 心配ごと相談 (モトガッコ)	●10:30～11:30 離乳食相談会 (モトガッコ) ※要予約 ●～19:00 町役場延長窓口	●10:30～11:30 離乳食相談会 (モトガッコ) ●～19:00 町役場延長窓口	●11:00～ 読み聞かせ (町立図書館)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	14	
●9:45～ 1歳児教室 (保健センター) ●～19:00 町役場延長窓口	●9:45～ 2歳児教室 (保健センター) ●～19:00 町役場延長窓口	●9:45～ 2歳児教室 (保健センター) ●～19:00 町役場延長窓口	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	15	
●9:00～12:00 定例行政相談 (モトガッコ) ●11:00～11:30 キララっこ おはなし会 (町立図書館)	●9:00～12:00 定例行政相談 (モトガッコ) ●11:00～11:30 キララっこ おはなし会 (町立図書館)	●9:00～12:00 定例行政相談 (モトガッコ) ●11:00～11:30 キララっこ おはなし会 (町立図書館)	●9:00～12:00 定例行政相談 (モトガッコ) ●11:00～11:30 キララっこ おはなし会 (町立図書館)	●9:00～12:00 定例行政相談 (モトガッコ) ●11:00～11:30 キララっこ おはなし会 (町立図書館)	21	22
●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	23	24
●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	25	26
●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	27	28
●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	●10:30～11:30 子育て相談会 (モトガッコ)	29	

※休館施設の略称 (公)…町公民館 (図)…町立図書館 (総体)…町総合体育館 (町体)…町体育館 (歴民)…歴史民俗資料館 (温水)…町温水プール
(重謙)…鈴木重謙屋敷 (文教)…文教福祉複合施設町役場延長窓口
取り扱い業務

証明書発行

- 戸籍謄抄本
- 印鑑登録
- 納税証明書
- 課税証明書
- 住民票
- 印鑑登録証明書
- 所得証明書
- 資産証明書

申請書の受け付け

- 重度心身障害者医療費給付申請
- 子ども医療費助成申請
- ひとり親家庭医療費助成申請
- 介護保険要介護認定更新申請

税務

- 納税相談

水道

- 開栓届
- 閉栓届

今月の納期

- 5月31日(月)
 - ・軽自動車税種別割
 - ・固定資産税
(第1期)
- 忘れずに期限まで
に納めましょう

各種収納

- 町税
- 後期高齢者医療保険料
- 住宅使用料
- し尿汲み取り料
- 介護保険料
- 所得証明書
- 水道使用料

毎週水曜日
午後7時まで
※祝日及び
12月29日～翌年
1月3日は除く。

国保だより | いたん全額自己負担したとき
(療養費の支給)

次のようなときは、費用をいたん全額自己負担するようになりますが、国保の窓口に申請し認められれば自己負担分を除いた額が後から払い戻されます。

医療処置が適切であったかを審査しますので、申請から支給までに2～3ヶ月ほどかかり、審査の結果によっては支給されない場合もあります。支給が決定になりますと振込日・支給額を通知します。
なお、申請できる期間は費用を支払った日の翌日から起算して2年間で時効となりますので、ご注意ください。

こんなとき						
1	旅行中の急病など、やむを得ない事情で保険証を持たずに医療機関で治療を受けたとき					
2	はり・きゅう・マッサージを受けたとき (医師が治療上必要と認めた場合)					
3	コレセット・ギプスなどの治療用補装具を購入したとき (医師が治療上必要と認めた場合)					
4	輸血のための生血代を負担したとき (医師が治療上必要と認めた場合) ※親族から血液を提供された場合を除く。					
5	骨折・脱臼・ねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき (国保を取り扱っている柔道整復師の場合は、医療機関と同様に一部負担金で施術が受けられます)					
6	海外渡航中に医療機関にかかったとき (日本国内で保険診療として認められている治療に限り、治療目的で渡航した場合は対象となりません)					

◎国民健康保険税の未納・滞納がある場合は、支給額から税金へ充当させていただくことがあります。

◆お問い合わせ先 町民課 国保年金係 ☎ 26-9121



健康食育

石川町の“食改さん”になりませんか？

具体的な活動の1つに、高血圧予防のための減塩活動があります。メタボリックシンドロームをはじめ、生活習慣病予防に効果があるといわれているベジ・ファースト（食事の時野菜から食べ始める）で野菜を食べる習慣を身につける等バランスの良い食事を推奨しています。

自分や家族、お隣さん、お向かいさん、仲間と一緒に健康な食習慣づくりで楽しく健康寿命を延ばしていきましょう。健康に関心のある方、料理が好きな方、仲間づくりをしたい方など男女問わず大歓迎です。少しでも興味のある方は事務局までお気軽にご連絡ください。私たちと楽しく、おいしく、健康な毎日を過ごしましょう。

●石川町食生活改善推進委員会
会長 武田 繁子

「石川町食生活改善推進委員会」略して「食改」として“私たちの健康は私たちの手で”をスローガンに、食を通じた健康づくりを進めています。

全国に組織を持ち、子どもから高齢者まで、生涯を通じた健康づくりを目的に、食育の推進や生活習慣病予防のための料理教室（各地区で開催の伝達料理教室など）、イベント等を実施しています。

●事務局
町役場 保健福祉課 健康増進係
☎ 26-8416



行政相談委員制度60周年

～昭和36年に誕生した行政相談委員制度は令和3年、60周年を迎えます～

総務省では、石川町を担当する行政相談委員として次の方を委嘱しています。



郷 貞夫さん（沢井）



鎌田 寿美子さん（大室）

また、5月1日（土）から5月31日（月）までの1カ月間は「福島さわやか行政相談キャンペーン」期間です。キャンペーン期間中は次のとおり相談所を開設しますので、お気軽にご利用ください。

- 日時 5月22日（土）午前9時～正午
- 場所 文教福祉複合施設（モトガッコ）

編集後記

昨年の新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発出から1年が経過しました。いまだ収束が見通せない状況の中で、感染症対策や自粛による疲れも多くなってきていると思います。そのような中、町中の桜は今年も立派に咲き誇り、多くの人の癒やしになったのではないかでしょうか。来年の春は何事もなく、いつもどおりに桜が楽しめるようになっていることを願うばかりです。

（山田）

今月の表紙

町内の町立小中学校の入学式が4月6日に行われました。沢田小学校（馬場哲明校長）では、在校生にたくさんの拍手で歓迎されながら3名の児童が入学し、楽しい学校生活をスタートさせました。



町の人口

●4月1日現在住民基本台帳●	() 内前月比
14,586人(△93)	
男 7,199人(△32)	
女 7,387人(△61)	
世帯数 5,661戸(△ 5)	

町民憲章

- 自然と文化を愛し
豊かな町をつくりましょう
- 親切と勤労をむねとし
住みよい町をつくりましょう
- 歴史と未来をみつめ
誇りある町をつくりましょう